

(参考1)

## 信書便事業への参入状況 【令和7年11月27日現在】

(注) ( ) 内の数字は、今回許可申請があった事業者の数である。

[種類別・参入事業者数]

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	638 (9)

[本社所在地別・参入事業者内訳]

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
19	27	238 (2)	17 (1)	17	78 (4)	102 (1)	36 (1)	14	78	12	638 (9)

[役務種類別・参入事業者数内訳]

役務種類別	事業者数
1号役務 (長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は4kg超)	578 (9)
2号役務 (3時間以内の送達)	95
3号役務 (800円超の料金)	316 (4)

[主要業種別・参入事業者内訳]

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	483 (8)	製造業	5
警備業	38	不動産業	5 (1)
建物等維持管理業	18	専門・技術サービス業	4
障害者福祉事業	17	労働者派遣業	3
卸売業, 小売業	10	自動車整備業	3
運輸に附帯するサービス業	7	倉庫業	2
情報通信業	6	生活関連サービス業	2
旅客運送業	6	飲食サービス業	1
建設業	5	その他サービス業	18
廃棄物処理業	5	計	638 (9)

※638者のうち個人事業者は16者

※貨物運送業以外を主たる業種としている事業者についても、基本的には主たる業種の他に貨物運送業を営んでいる。